

安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書

安倍内閣は、集団的自衛権の行使容認など、自衛隊の海外での活動を拡大する安全保障関連法案を閣議決定し、5月15日、国会に提出した。

集団的自衛権の行使は、憲法第9条はもちろん、「専守防衛、必要最小限度の範囲」という政府の従来の自衛権解釈や、安全保障政策に大きな影響がある。

安倍内閣は、安全保障関連法案について、抑止力をさらに高めて、戦争が起きないようにするものとしているが、法案に対して国民の8割が「説明不足」としている状況があるうえに、衆議院憲法審査会の参考人質疑では、与党が推薦した憲法学者も含めて、参考人全員が「憲法違反にあたる」との認識を示している。

国の将来を大きく左右する重要法案を、国民の理解、納得なしに早計に成立させることは許されないことである。

よって、安全保障関連法案について、十分な説明責任を果たし、国民的議論と日本国憲法をふまえた国会での徹底審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長